

伊方原発運転差止広島裁判を支えるために 応援団にご参加ください

裏面の「伊方原発広島裁判応援団規約」をお読みいただいた上で、次の1・2のいずれかの方法で、手続きをお願いいたします。応援団会議や裁判の日時、応援団の企画するイベント等についてはメールまたは郵便でお知らせします。

1. 郵便（ゆうちょ）の振替用紙を使用する

■「伊方原発広島裁判応援団」の振り込み口座

（口座記号番号：01360-8-104465

口座名：伊方原発広島裁判応援団）

宛てに、年会費を振り込んでください。

赤色の「伊方原発広島裁判応援団」の払込取扱票をお使いいただくと、振込み手数料がかかりません。

■できれば、通信欄にメールアドレスを明記してください。

■振替の控えをもって領収証とさせていただきます。

2. 応援団参加申込書を使用する

■「応援団参加申込書」に必要事項を記入し、年会費を添えて、応援団の担当者に渡してください。

■その際、必ず**所定の領収書**をお受け取りください。

その他、ご質問やお問い合わせは応援団事務局にご遠慮なく連絡ください。



伊方原発広島裁判応援団

住所：〒733-0012 広島市西区中広町 2-21-22-203

TEL: 090-7372-4608

E-mail : saiban_office@hiroshima-net.org

担当者：原田二三子（伊方原発広島裁判応援団代表）

web サイト：http://saiban.hiroshima-net.org/

伊方原発広島裁判応援団規約

1. 名称

この会の名称を「伊方原発広島裁判応援団」とします。

2. 所在地・Web サイト

事務所を広島市西区中広町 2-21-22-203 に置きます。

Web サイトは <http://saiban.hiroshima-net.org> とします。

3. 目的

この会の目的は、伊方原発運転差止広島裁判を応援し、原告団の勝利に資することです。

4. 活動

この会は、上記の目的のために次の活動を行います。

・裁判費用の募金

・支援者を拡大するための活動

・裁判の傍聴

・訴えの内容、裁判の進行状況について、広く人々に知らせること

・その他必要なこと

5. 会員

会員は、次の条件をすべて満たす個人・グループです。

・年会費（個人：1,000 円グループ：30,000 円）を支払っていること。

・名前・連絡先を明らかにして、会への参加の意思を表明していること。

・党派活動、宗教活動等にこの会を利用しないこと。

・反社会的活動その他、会の目的に反する活動を行わないこと。

6. 年度

この会の会計年度は、12月1日から翌年11月30日までとします。

（例：2017年度は、2016年12月1日から2017年11月30日まで）

7. 会を代表するもの

代表（1名）、副代表（1名）、事務局長（1名）は、いずれも会を代表します。代表、副代表、事務局長は、次項に定める応援団会議の討議によって選出します。

8. 応援団会議

応援団会議を、意志決定機関とします。

会員は、応援団会議に参加することができます。

9. 規約の改正

規約の改正は、応援団会議における承認を必要とします。